

徳島県告示第三百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次に掲げる者を建設業許可・経営事項審査電子申請システムに係る手数料の指定納付受託者として指定したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年七月八日

徳島県知事

後藤田

正

純

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
社 ウエルネット株式会 社	四 北海道札幌市中央区大通東十丁目一 番	令和七年五月二十九日